

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条に規定する公募は、藤井寺市公告式条例（昭和34年藤井寺市条例第3号）に基づく告示、市広報紙、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する指定の申請は、藤井寺市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理運営計画
- (2) 事業収支計画
- (3) 経営状況を証する書類
- (4) 申請資格を有していることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定候補者の選定を行ったときは、その結果を指定候補者選定結果通知書（様式第2号）により、申請を行ったすべての団体に通知するものとする。

(指定候補者選定の取消し)

第5条 市長は、条例第4条の規定により選定した指定候補者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該選定を取り消すことができる。

- (1) 指定候補者が、指定候補者の選定を辞退したとき。
 - (2) 指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となったとき。
 - (3) 指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当であると認められる事実が判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しに当たっては、事前に指定候補者から事情を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定候補者の選定を取り消したときは、指定候補者選定取消通知書（様式第3号）により、指定候補者に通知するものとする。

(議会の議決事項)

第6条 条例第7条第1項に規定する議会の議決を得るに当たり、当該議決を要する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- (2) 指定管理者となるべき団体の名称
- (3) 指定期間

(指定書の交付)

第7条 市長は、条例第7条第2項の規定による告示後、速やかに指定管理者指定書（様式第4号）により、指定管理者に通知するものとする。

(協定事項)

第8条 条例第8条に規定する指定施設の管理に関する協定事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総則的事項
- (2) 業務の範囲及び管理の基準に関する事項
- (3) 業務の実施に関する事項
- (4) 備品等の扱いに関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (7) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (8) 指定の取消しに関する事項
- (9) 指定期間の終了に関する事項
- (10) その他市長が定める事項

(指定の取消し等)

第9条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消したときは指定管理者指定取消通知書(様式第5号)により、管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは指定管理者業務停止命令書(様式第6号)により、それぞれ通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第59号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月16日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

藤井寺市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-----|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |

指定候補者選定結果通知書

第 号

年 月 日

様

藤井寺市長

印

年 月 日付で申請のあった（施設名）の指定管理者の候補者の選定について、下記のとおり決定しましたので、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

選定の結果

指定候補者選定取消通知書

第 号

年 月 日

様

藤井寺市長

印

年 月 日付 第 号で通知した指定候補者の選定を取り消したので、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条の規定により、通知します。

<取り消した理由>

1 （審査請求）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で藤井寺市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 （取消しの訴え）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（藤井寺市長が代表者になります。）、裁判所に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定管理者指定書

第 号

年 月 日

様

藤井寺市長

印

年 月 日付で申請のありました指定管理者の指定について、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり指定しましたので通知します。

1. 施設 の 名 称

2. 指定管理者となるべき

団体の名称及び所在地

3. 指 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

指定管理者指定取消通知書

第 号

年 月 日

様

藤井寺市長

印

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を取り消したので通知します。

1. 施設 の 名 称
2. 指定管理者の名称
及 び 所 在 地
3. 指定を取り消した日 年 月 日
4. 取り消した理由

1 （審査請求）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で藤井寺市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 （取消しの訴え）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（藤井寺市長が代表者になります。）、裁判所に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定管理者業務停止命令書

第 号

年 月 日

様

藤井寺市長

印

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定により、指定管理者の業務の（全部・一部）の停止を命じます。

1. 施設の名称
2. 指定管理者の名称
及び所在地
3. 業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 停止を命じる業務の範囲
5. 停止した理由

1 （審査請求）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で藤井寺市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 （取消しの訴え）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（藤井寺市長が代表者になります。）、裁判所に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。